

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年10月から5年7月までの期間については24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年8月1日まで

A事業所で勤務した期間のうち平成4年10月から5年7月までの期間の給与支給額から控除されていた標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が相違しているため、当該記録について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額とすることとなる。

したがって申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から、平成4年10月から5年7月については24万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が平成4年10月から5年7月の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月15日から43年3月1日まで
申立期間について記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとなっていた。当時は脱退手当金の制度を知らず、会社からは何の説明も無く、脱退手当金を請求した記憶も無いので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和43年11月1日に支給決定されたこととなっており、当時の同僚の供述及び申立事業所における脱退手当金の支給状況から、申立事業所が退職者への脱退手当金の受給に対し積極的に関与していなかったものと考えられる上、申立人は、当時の上司から、出産後に再就職する時のために、厚生年金保険を継続するよう指示を受けていたとも供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和43年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立事業所の退職当時、申立人は息子を妊娠中であり、妊娠後期に妊娠中毒症の診断を受け、出産まで安静にする必要があったと供述していることから、脱退手当金を申請者本人が社会保険事務所において直接受け取ることが通常であったとされる当時の取扱いからすると、申立人が社会保険事務所へ脱退手当金を受領に行くことはできなかったものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 55 年 3 月まで
結婚後、娘を出産するまでに国民年金保険料の未納通知書が送られて来た。

この通知書に記載されていた未納額は、その当時の1か月の給与では払いきれないくらいの金額であったので、分割納付したことを記憶しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、娘を出産した昭和49年11月までに、20歳から未納であった約5年間の保険料を分割納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする時期は、第2回特例納付が可能な時期ではあるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で55年6月30日に払い出されたことが確認でき、払出日からすると、申立人は、この特例納付期間内に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンラインシステムの氏名検索においても、これ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、上記期間の国民年金保険料を分割納付した後は、定期的に現年度保険料の納付書が送られてきたので、金融機関の外交員に渡し納付していたと主張しているが、A市町村では納付書により金融機関で納付できるようになったのは、昭和55年度のシステム電算化後であり、申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年4月までの期間、7年6月、7年8月から同年10月までの期間、7年12月、8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年4月まで
② 平成7年6月
③ 平成7年8月から同年10月まで
④ 平成7年12月
⑤ 平成8年2月及び同年3月

平成8年ごろ、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送られてきた。母は、未納となっていた平成6年11月から8年3月までの期間の保険料を一括納付し、保険料額は10万円から13万円と記憶している。

しかし、当該期間における社会保険庁のオンライン記録を見ると、納付期間と、未納期間が混在していた。一括納付していたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「申立人が学生であったころ、学生に係る免除申請の案内とそれまでの未納期間に係る納付書が社会保険事務所から送られてきたが免除申請や納付を行わなかった。平成8年ごろ再度納付書が送られてきたが、数か月そのままにしていた。その後、学生の免除申請をしても後から納付しなければいけないことを知人から聞いたので一括納付した。」と主張している。

しかしながら、i) 社会保険庁のオンライン記録を見ると、平成7年5月分の保険料を9年6月16日に、7年7月分を9年8月25日に、7年11月分を9年12月25日に、8年1月分を10年2月23日に、それぞれ時効直前に納付した記録が残っていること、ii) 一括納付したと申し立てている保険料額と実際納付に必要な保険料額に開きがあることから、6年11月から8年3月までの保険料を申立人の母が一括納付したとは推認し難い。

また、申立人の母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は国民年金に加入していなかったが、結婚後、妻の両親に勧められ、妻が加入手続をし、その後20歳にさかのぼって保険料を一括納付したはずである。納付額は、30万円から35万円くらいであったと記憶している。しかし社会保険庁の記録では未納と記録されており、このことに納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が国民年金の加入手続をし、その後20歳にさかのぼって保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の妻が一括納付したと記憶している保険料額と第2回特例納付に必要であった保険料額には相当な開きがある。

また、申立人の妻は、「結婚後50万円を金融機関から出金したことは記憶しているが、ほかに高額な支払いもしたので、30万円くらい支払ったがそれが国民年金保険料であったかどうかは分からない。」と供述している等、一括納付した保険料額や納付期間についての記憶があいまいである。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から59年8月まで
② 昭和59年9月から61年3月まで

申立期間①については、国民年金保険料を郵便局や金融機関で納付しており、申立期間②については、免除申請していた。いずれも未納となっているのは、記録漏れだと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和55年ごろにA市町村において国民年金の加入手続を行い、同年2月から郵便局や金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年10月16日にB市町村において職権で払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、上記のとおり、申立人は昭和61年10月ごろに国民年金に加入したものと推認され、保険料の免除申請は、申請のあった日に納付期限が経過していない月から納付を要しないものとされていることから、申立人は、申立期間②の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間②の保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの期間、50年10月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間についての国民年金保険料は未納となっているが、私は、35歳ぐらいのころ、それまでの未納分の保険料13万円余りを特例納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、申立人が昭和55年3月18日に、45年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料を特例納付し、52年7月から同年9月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付したことを示す領収済通知書（3枚）、並びに申立人が56年4月15日に昭和53年度の国民年金保険料を過年度納付したことを示す領収済通知書（1枚）が保管されているが、このうち55年3月18日を領収日とする3枚の領収済通知書に押印されている保管番号は連続していることから、申立期間に係る領収済通知書が欠落しているとは考え難く、ほかに申立期間に係る領収済通知書は見当たらない。

また、申立人が納付したと主張している国民年金保険料額は約13万円であるが、すべての申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額だけで18万円となることから、金額にかなりの相違が認められる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 36 年 4 月まで

私は、昭和35年9月から36年4月までA事業所に勤務し、商品の検品や発送の仕事に従事していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人は「昭和36年5月ごろ定時制高校へ通学するためA事業所を退職したが、個人的事情で翌月の6月に再入社した。」と具体的に供述していること、ii) 申立人が記憶している、申立人と同じ現場で勤務していたB事業所の従業員の一は「私がこの会社の社員となり（被保険者資格取得年月日は、33年3月12日）、3年程経ったころ申立人はA事業所に勤務していたと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは推認できるが、勤務期間までは特定できない。

また、申立人が記憶しているA事業所の同僚5人のうち供述が得られた同僚一人は申立人のことを記憶しておらず、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚104人のうち、供述が得られた同僚15人全員も申立人のことを明確に記憶しておらず、厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

さらに、A事業所は、既に廃業しており、当時の事業主及びその妻（同僚の供述から社会保険関係事務を担当）も住所不明であるため供述は得られない。

加えて、当該被保険者名簿には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人の氏名が見当たらないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から29年4月1日まで

私は、昭和28年4月から定時制高校に通うため、朝早い仕事を辞めて、同年1月ごろから29年4月に転職するまでの間、A事業所で働いていた。

当該事業所で同じ仕事をしていた近所の人は厚生年金保険に加入しており、私も当時の現場責任者から厚生年金保険料の控除についての話を聞いていることから、厚生年金保険に加入しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する有力な供述は得られなかった。

また、申立人が記憶している同僚については、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無く、同僚は「勤務期間が短かったから、事業所は厚生年金保険に加入してくれなかった。」と供述していることから、当該事業所では、当時、従業員の一部について厚生年金保険に加入させていなかったものとうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、当該事業所の現場責任者から厚生年金保険料の控除についての話を聞いたと主張しているが、当該事業所は昭和30年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び前述の現場責任者は既に亡くなっているため、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、申立期間について健康保険番号に欠番が見られないことから、申立人の加入記録が欠落したものと考える。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年9月30日まで
② 昭和48年4月2日から50年1月30日まで

申立期間①については、昭和32年9月10日から35年9月30日まで継続してA事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②については、昭和48年4月2日にB事業所に入社し、50年1月30日に退社するまでの全期間、厚生年金保険の加入記録が無い。

上記①及び②の期間について、記録が漏れているので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から連絡先が確認できる同僚13人に照会したが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する供述は得られなかった。

また、当該事業所を合併し現存しているC事業所には、申立期間①の関係書類は保管されていない上、申立期間①当時の事業主に照会したものの、高齢で入院中のため供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和33年4月1日以降に、申立期間①に係る資格取得の届出が行われた事実は確認できない。

2 申立期間②について、申立人から提出された申立人自身の当時の名刺及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和50年2月6日に厚生年金保険の適用事業所として新規適用されており、申立期間②当時は、適用事業所ではなく、飲食業である当該事業所は厚生年金保険の強制適

用事業所ではなく、任意適用事業所であることが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している3人の資格取得日は新規適用日と一致しており、うち一人は「資格取得日の前から事業所に勤めていた。」と供述しているが、当該事業所では、新規適用日以前に保険料を控除していたことが確認できる資料はない。

さらに、当該事業所は昭和50年4月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主も既に亡くなっているため、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、申立人の申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録についても確認できない。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで

私は、A事業所で商品の販売業務に従事していたが、昭和39年10月ごろに結婚し、出産のため41年6月に退職した。

今回、脱退手当金支給済みの記録を知ったが、当時は出産のため入院していたので脱退手当金を請求できる状況ではなく、受給した記憶が全く無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の姓が昭和42年1月11日に変更された旨の記載が確認できるところ、この日付は脱退手当金支給決定日である同年1月31日と近接していることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の手続がなされたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和42年1月31日に支給決定されている上、申立期間に係る被保険者名簿には「脱」表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和42年1月31日の1か月前まで出産のため入院しているので脱退手当金を請求できる状況になかったと主張しているが、申立人が入院したことのみをもって請求できない状況にあったと推認することはできない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。